

議案第103号

甲府市市立高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例制定について

甲府市市立高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月4日提出

甲府市長 樋口雄一

甲府市市立高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例

甲府市市立高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例（昭和22年11月条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

甲府市市立高等学校授業料等に関する条例

第1条中「市立高等学校生徒」を「市立高等学校」に、「及び入学審査料」を「入学審査料及び証明手数料（以下「授業料等」という。）」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 卒業証明書、成績証明書その他の証明書に係る手数料の額は、1通につき400円とする。

2 前項の手数は、証明についての申請があった際又は当該申請に係る書類を交付する際に、申請者から徴収する。ただし、在学中の者からは、手数料は徴収しない。

第6条中「授業料、入学料及び入学審査料」を「授業料等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条の2の規定は、この条例の施行の日以後に申請

する証明に係る手数料について適用する。

提案理由

市立高等学校における証明手数料に関する事項を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。